

和歌山県がん対策推進条例（仮称）のあらまし

1 目的

この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題になっている現状から、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見を推進するとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、療養生活に伴う様々な不安を軽減することで、がん患者を含むすべての県民がいきいきと生活することができるように、がん対策の推進に関して必要な事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

2 七位一体の取組（基本理念）

がん対策は、がん対策に関わる関係者がみんなで一致協力して、事に当たらなければ、成果を上げることができないという手ごわい困難な課題であるということにかんがみ、行政（県、市町村）、県議会、がん患者やその家族をはじめとする県民、保健医療関係者、教育関係者、事業者、報道関係者の七つの主体が一体となって、緊密な連携を図りつつ、がん対策に取り組むものとしします。

3 県の責務

県は、国、市町村、医療機関、保健医療関係団体、がん患者及びその家族等により構成される民間団体並びに県議会、県民、保健医療関係者、教育関係者、事業者及び報道関係者との緊密な連携のもとで、本県の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、実施する責務を有するものとしします。

4 市町村への支援

県は、すべてののがん対策について、市町村の意見を聞くとともに、がん予防に関する知識の普及啓発、がん検診受診の推進などの事業の実施に当たり、市町村と連携し、支援するものとしします。

5 県議会の役割

県議会は、県民の代表として、議案の審議、質問、議員提案条例、意見書、決議、請願の審査等の議会活動をとおして、がん対策についての政策決定や政策提言に取り組むとともに、和歌山県がん対策推進委員会、和歌山県がん診療連携協

議会等保健医療関係の機関からの意見聴取を行い、和歌山県がん対策推進計画が適切に実施されるよう、また、がん患者を含む県民の声が施策に反映されるように、知事等の事務の執行について監視及び評価を行うものとします。

6 県民の役割

県民は、喫煙、飲酒、食事、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を学び、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるものとします。

また、県民は、がんに関する理解と関心を深め、互いに支え合い、力を合わせるにより、みんなで一体となってがん対策の推進を行うものとします。

7 保健医療関係者の役割

保健医療関係者（がんの予防、発見、治療、緩和ケア等に従事する者等をいいます。）は、県及び市町村等の保健医療機関と連携し、個々のがん患者を支援する立場で、県及び市町村等が実施するがん対策に関する施策に協力するものとします。

また、医療関係者は、がんの診断結果をがん患者及び家族に告知するときには、複数の治療方法、セカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医師以外の医師の意見を聞くことをいう。）及び緩和ケアについて説明するものとし、説明に当たっては、がん患者や家族の気持を配慮して、やさしくて丁寧な、分かりやすい説明に努めるものとします。

8 教育関係者の役割

教育関係者は、児童及び生徒が、がんの予防及び早期発見についての正しい知識を学習して自ら実践することができるように教育を行うものとします。

また、児童及び生徒が、喫煙、飲酒、食事、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を身につけることができるように、率先して適切な指導等を行うものとします。

9 事業者の役割

事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができるように、がん検診の実施や受診奨励を行うものとします。

また、従業員本人又はその家族ががん患者となった場合であっても、従業員が働きながら治療を受け、療養し、看護し、又は介護することができる環境の整備に努めるものとします。

また、事業者は、その管理する施設において、従業員及び利用者の受動喫煙の防止に努めるとともに、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するものとしします。

10 報道関係者への情報提供

県は、県民ががんの予防及び早期発見のみならず、がんの診療及び緩和ケアについての正しい認識を深めることができるよう、報道関係者に対して、積極的な情報提供に取り組むものとしします。

11 がんの予防の推進

県は、がんの予防を推進するため、市町村、医療機関その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を実施するものとしします。

- (1) がんに関する正しい知識の普及と予防のための啓発
- (2) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発
- (3) がんの予防に携わる保健医療関係者の資質の向上のための研修
- (4) がん対策に関して、市町村、事業者等に対する専門的な見地からの助言
- (5) 受動喫煙を防止するための禁煙の推進
- (6) がんに関する正しい理解及び関心を深めるための教育
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防のために必要な施策

12 がんの早期発見の推進

県は、関係機関と協力し、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとしします。

- (1) がん検診の内容及び体制の充実
- (2) がん検診に係る精密検査体制の確立
- (3) がん検診受診率の向上のための広報啓発等
- (4) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るための研修の機会の確保
- (5) 市町村と協力した県民のがん検診受診率の向上のための取組
- (6) がん検診の事業評価について、がん検診に係る保健医療機関及び市町村に対する技術的な助言
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見のために必要な施策

13 がん医療の充実

県は、がん患者が居住地にかかわらず、等しく、がんの状態に応じた適切か

つ質の高い医療を受けることができるようにするため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) がん診療連携拠点病院の整備
- (2) がん診療連携拠点病院に準ずる病院の整備
- (3) 前2号に掲げる病院とその他の医療機関等との役割分担及び連携の強化
- (4) 手術、放射線治療、化学療法、緩和ケア、リハビリテーションその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- (5) 腫瘍内科医を育成し、がん診療拠点病院に腫瘍内科を配置して患者がセカンドオピニオンを受けられるようにするための環境の整備
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療の向上及び均てん化のために必要な施策

1 4 がん医療に関する情報の提供

県は、県民に対し、がん医療に関する情報を提供するために必要な施策を実施するものとします。また、県は、がん診療連携拠点病院等の医療機関が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供や相談を充実させるために必要な施策を実施するものとします。

1 5 がん患者及びその家族等に対する支援

県は、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のため、がん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) がん患者及びその家族等に対するセカンドオピニオンを含めた相談支援体制の整備
- (2) がん患者及びその家族等により構成される民間団体が行う活動に対する支援
- (3) がん経験者により構成される民間団体が、がん患者の精神面を支えるために行うカウンセリング等のピアサポート活動に対する支援
- (4) がん患者及びその家族等の就労に関し必要な支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のために必要な施策

1 6 緩和ケアの充実

県は、がん患者の身体症状の緩和や家族を含めた心理的・精神的な問題を解決するための支援を内容とする緩和ケアをがん告知の段階から行い、緩和ケアの充実

を図るため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 緩和ケア病棟、緩和ケアチーム及び緩和ケア外来の整備の促進
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進
- (4) 在宅で緩和ケアを受けることができる体制整備の支援
- (5) 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体との連携の強化
- (6) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実のために必要な施策

17 在宅医療の推進

県は、医療機関等と連携し、がん患者の意向により住み慣れた家庭、地域等できん医療を受けることができるように、在宅医療及び介護の提供体制の整備のために必要な施策を実施するものとします。さらに、居宅等での医療従事者と介護従事者との連携・協力体制の整備を支援する取組を行うものとします。

18 がん登録の推進

県は、総合的かつ効果的ながん対策を立案し、実施するため、地域がん登録の推進を図ることとし、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 人口動態情報を活用した地域がん登録事業を推進するための施策
- (2) 地域がん登録への医療機関の参加、連携の強化
- (3) 地域がん登録についての県民への啓発、広報の強化
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん登録の推進のために必要な施策

また、以上の施策を講ずるに当たっては、登録された情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられないことがないようにするため、がん患者にかかる個人情報保護を適切に実施するものとします。

19 肺がん等早期発見及び治療が困難ながんの対策の推進

県は、肺がん、膵臓がん、肝臓がんなど、早期発見及び治療が困難ながんに対する対策を推進するために必要な施策を実施するものとします。

20 小児がん対策の充実

県は、小児がん対策を充実するため、小児がんの実態把握の強化、小児がん診療に関わる医療関係機関間の連携及び協力の促進など、県内における小児がん医療向上のために必要な施策を実施するものとします。

21 女性に特有のがん対策の推進

県は、女性に特有のがん対策を推進するため、がんにかかりやすい年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及啓発、女性に特有のがんに係る検診の受診率の向上のための施策など、必要な施策を実施するものとします。

2.2 胃がん及び大腸がん対策の推進

県は、胃がん及び大腸がんの対策を推進するため、食生活の嗜好と発病との関係の研究、予防啓発の充実、検診受診率の向上による早期発見、早期治療など、必要な施策を実施するものとします。

2.3 肝炎肝がん対策の推進

県は、肝炎肝がん対策を推進するため、肝炎ウイルス検診の実施、受診率の向上、肝炎ウイルス陽性者に対する相談支援・診療体制の充実など、必要な施策を実施するものとします。

2.4 骨髄移植及び臍帯血移植の推進

県は、白血病等の血液がんに対し有効な治療法である骨髄移植及び臍帯血移植を推進するため、保健医療関係者と連携して骨髄バンク事業及び臍帯血バンク事業の普及啓発等必要な施策を実施するものとします。

2.5 研究の推進

県は、がんの罹患率及びがんによる死亡率を低下させるため、地域の環境条件、生活習慣、食文化などががんの発症要因とどのような関連性があるのかをはじめ、がんの発病原因や理由の解明、効果的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の医療の研究について情報を収集するとともに、その研究を推進するために必要な施策を実施するものとします。

2.6 県民運動の推進

県は、市町村、医療機関、医療関係団体、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と幅広く連携し、がんに関する理解及び関心を深めるための広報活動、その他の必要な施策等を実施し、県民の主体的な運動を支援するとともに、県民に対してがん対策を啓発するための日を設けるなど、県民運動の推進に積極的に取り組むものとします。

また、がん患者又はがん患者であった人が、その事実を理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることのない社会の実現に向けて、啓発活動その他必要な施策を実施するものとします。

27 がん対策推進計画

知事は、がん対策基本法第11条第1項に規定するがん対策推進計画を策定し、変更するときには、この条例の規定を反映させた内容にするとともに、和歌山県がん対策推進委員会をはじめとする関係機関、県民及び県議会の意見を聞くものとし、

また、計画期間終了後、実施状況をとりまとめたときには、県議会に報告するものとし、

28 財政上の措置

県は、がん対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとし、

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等にかんがみ、この条例の施行状況等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を実施するものとし、